

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	介護保険要介護（要支援）認定に係る認定調査業務
発 注 課	保）高齢保健福祉部介護保険課
選 定 事 業 者	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>要介護（要支援）認定新規申請に関する認定調査は、介護保険法第24条の2第1項により、都道府県知事が指定する指定市町村事務受託法人（以下、「事務受託法人」。）に委託することができ、札幌市圏域をサービス提供地域としている事務受託法人は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下、「社協」。）、一般社団法人北海道介護支援専門員協会（以下、「支援専門員協会」。）、日本ビジネスデータプロセッシングセンター（以下、「日本データ」。）の3か所で、いずれも事業所は札幌市内にあり、調査員数はそれぞれ、社協が152人、支援専門員協会は14人、日本データは1人である。</p> <p>なお、支援専門員協会は、激甚災害時のみに指定市町村事務の委託契約を取り交わすとされているので、本業務を委託することはできない。</p> <p>以上から、令和7年度委託予定件数約92,000件を公平均一に一括して調査できる体制を保有しているのは、認定調査専門の調査センターを市内8か所に設置し、公平・中立かつ円滑な認定調査に努めている社協のみであるため。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）